

門川町社会体育施設のリニューアルに向けた サウンディング型市場調査実施要領

門川町教育委員会教育課
令和6年9月

I 調査の目的

門川町には、門川勤労者体育センター、門川町立武道館、門川海浜総合公園などの体育施設を有しており、町民が安全・安心で気軽にスポーツを楽しめるように、体育施設の整備・充実を推進しています。これらの施設は、多くの方に利用され、選手や指導者の育成などの競技力の向上のほか、各種大会や生涯スポーツの拠点としても大きな役割を担っています。

一方で、これらの施設は30～50年近くを経過していますが、現在まで大規模改修を実施しておらず、各所に経年劣化が見受けられます。今後も施設を存続するには大規模改修や改築を行うなど多額の財源が必要となることから、将来にわたって現状の規模のままで維持することは費用の面からも困難です。

こうした状況を踏まえ、「門川町公共施設等総合管理計画」には、将来の人口動向を踏まえ、公共施設の総量を縮減する目標が立てられています。

本調査は、町内スポーツ環境の維持・向上を原則としつつ、施設の整備・運営についてイニシャル及びランニングコスト面も含めた適正化、並びに町民の生涯スポーツの振興や健康増進、賑わいの創出等を図ることを目的とした新たな体育施設の整備を目指すため、民間事業者のアイデアやノウハウを最大限活用し、町内主要体育施設を対象として、民間事業者との「対話」を通じ、主要体育施設の整備・運営手法等の利活用方法に係る提案をいただくとともに、事業の市場性等を確認し、今後の施設整備・再編に向けた参考とすることを目的として実施するものです。

※「門川町公共施設等総合管理計画」は、町ホームページからご覧いただけます。

<https://www.town.kadogawa.lg.jp/administration/data/39f7ad42e1c95821c1bce96a172c0c27.pdf>

II 門川町主要体育施設の概要

門川町の主要な体育施設として、門川勤労者体育センター、門川町立武道館、門川海浜総合公園があります。各施設は町内各地に分散して立地しており、町民をはじめ多くの方々に利用されています。門川勤労者体育センター及び門川海浜総合公園では、指定管理者制度が導入されており、現在は公益財団法人 門川ふるさと文化財団が受託しています。

各体育施設は、スポーツ少年団や中学校部活動を中心に多くの方々に利用されており、子供から高齢者まで多くの町民が気軽にスポーツを楽しむ環境づくりに大きく寄与しています。

地理院地図



- ①門川勤労者体育センター ②門川海浜総合公園 ③門川町立武道館

1 施設の概要

(1) 門川勤労者体育センター

①施設基本情報



所在地	宮ヶ原5丁目30番地1	整備年	1987年(37年経過)
敷地面積	5,877 m ²	延床面積	1,287.83 m ²
構造	鉄骨鉄筋コンクリート造 平屋建		
施設内容	アリーナ 885.6 m ² (バレーボールコート2面、バスケットボールコート1面、バドミントンコート6面)、ステージ 43.2 m ²		
開館時間	9:00 ~ 22:00	休館日	12月29日~1月3日
備考	門川勤労者体育センター及び門川海浜総合公園を一括して指定管理者制度で管理		

②過去5年間の施設利用者数

(人)

	R元	R2	R3	R4	R5
勤労者体育センター	32,920	21,815	18,066	28,269	27,061

(2) 門川海浜総合公園

①施設基本情報



所在地	加草5丁目1番地	整備年	1986年～1998年 (31年～38年経過)
敷地面積	103,000 m ²	延床面積	多目的広場観覧席 160 m ² 公園管理棟 218.5 m ² プール管理棟 346.8 m ² 野球場(スタンド) 947 m ²
構造	鉄骨鉄筋コンクリート造 2階建		
施設内容	多目的運動広場(ソフトボール場2面、陸上競技場)、テニスコート4面、ゲートボール場、プール施設(スライダー等)、野球場、事務室、会議室		
開館時間	6:00～22:00	休館日	12月29日～1月3日
備考	門川勤労者体育センター及び門川海浜総合公園を一括して指定管理者制度で管理		

②過去5年間の施設利用者数 (人)

	R元	R2	R3	R4	R5
海浜総合公園	108,240	62,218	41,580	54,460	86,409

③工事・修繕の内容(130万円以上の工事・修繕のみ記載)

<p>【令和5年度】海浜公園野球場部分(ダッグアウト壁・フェンス際側溝蓋等の整備)改修</p> <p>【令和4年度】海浜公園野球場ラバーフェンス等改修</p> <p>【令和3年度】海浜総合公園、勤労者体育センター自動水栓改修</p>

(3) 門川町立武道館

①施設基本情報



所在地	西栄町2丁目3番3号	整備年	1976年(48年経過)
敷地面積	1,265 m ²	延床面積	458.54 m ²

構 造	鉄骨造 平屋建		
施設内容	柔道場、剣道場		
開館時間	9:00 ~ 22:00	休 館 日	12月29日~1月3日
備 考	耐震改修未実施		

②過去5年間の施設利用者数 (人)

	R元	R2	R3	R4	R5
町立武道館	利用者が全額減免のスポーツ少年団、中学校部活動に限られているため未把握				

③工事・修繕の内容（130万円以上の工事・修繕のみ記載）

【令和5年度】なし
【令和4年度】なし
【令和3年度】なし

Ⅲ 対話（サウンディング）型市場調査の実施内容

1 現地調査・事前相談等の受付 ※参加は任意です。

現地調査及び事前相談等を希望する場合は、別紙1「現地調査及び事前相談申込シート」に必要事項を記入し、Eメールにて下記申込先へお申し込みください。

なお、Eメールの件名は【現地調査及び事前相談申込】としてください。

(1) 申込期限 令和6年9月20日（金）午後5時

(2) 申 込 先 門川町教育委員会 教育課
E-mail : kyouiku@town.kadogawa.lg.jp

※ 現地調査及び事前相談に参加されない場合も、サウンディングにご参加いただけます。

2 質問書の提出

サウンディングへの参加にあたり、不明な点等ございましたら、別紙2「質問書」にご記入の上、申込先宛電子メールに送信ください。

(1) 受付期限：令和6年10月15日（火）午後5時

(2) 回答予定：令和6年10月21（月）

(3) 注意事項：件名に、必ず「サウンディング型市場調査質問書」として下さい。

3 サウンディングへの参加申込み

サウンディングへの参加を希望する方は、別紙3「参加申込書」に必要事項を記入し、Eメールにて下記申込先へお申し込みください。

なお、Eメールの件名は【サウンディング参加申込】としてください。

- (1) 申込期間 令和6年10月28日(月)から11月5日(火)午後5時まで
- (2) 申込先 門川町教育委員会 教育課
E-mail : kyouiku@town.kadogawa.lg.jp
- (3) サウンディングの実施日時、場所の連絡
参加申込書受付後、調整の上、実施日時及び場所をEメールにて連絡します。

また、参加申込されましたら別紙4「サウンディングシート」を作成し、令和6年11月15日(金)午後5時までに、Eメールにて提出してください。
Eメールの件名は【サウンディングシート提出】としてください。

4 サウンディングの実施

参加者の知的財産保護のため、個別に対話を行います。

- (1) 日時 令和6年12月2日(月)から
令和6年12月20日(金)まで ※土日祝日を除く
- (2) 場所 門川町役場 会議室(門川町平城東1番1号)
- (3) 対象者 スポーツ施設及び事業(運営・整備)に興味・関心のある法人または法人グループ

5 サウンディングの内容及び実施方法

事前に提出いただくサウンディングシートに基づき、対話をさせていただきます。自らが事業の実施主体となることを前提とした、実現可能なご意見・ご提言をお聞かせください。

併せて、当該施設の優位性や潜在的可能性、事業推進・施設運営上の課題や問題点、先進事例など今後の方針決定に向け参考となる事項についてもお聞かせください。

資料提出は求めませんが、説明のために必要となる場合は、事前に資料データをEメールにてご提供ください。

6 調査スケジュール

① 実施要領の公表	令和6年9月2日(月)
② 現地調査・事前相談等の受付期限 【参加任意】	令和6年9月20日(金)午後5時
③ 現地調査・事前相談等【参加任意】	令和6年9月27日(金)から 10月7日(月)まで
④ 質問書の提出期限	令和6年10月15日(火)午後5時
⑤ 質問への回答	令和6年10月21日(月)
⑥ サウンディング参加申込期限	令和6年11月5日(火)午後5時

⑦ サウンディングシート提出期限	令和6年11月15日（金）午後5時
⑧ サウンディングの実施期間	令和6年12月2日（月）から 12月20日（金）まで
⑨ サウンディング調査の結果公表	令和7年2月頃

7 留意事項

（1）参加及びサウンディング内容の取扱い

- ・ サウンディングへの参加実績は、今後の事業者選定における評価の対象にはなりません。
- ・ サウンディングにおける町及び参加事業者双方の発言は、あくまでサウンディング時点での想定のものとし、何らの約束をするものではありません。

（2）追加対話への協力

必要に応じて、追加対話（文書照会を含む。）を実施させていただく可能性がありますので、その際にはご協力をお願いします。

（3）サウンディングに関する費用等

サウンディングへの参加に関する費用は、参加事業者の負担とします。

（4）実施結果の公表

- ・ サウンディングの実施結果の概要を町ホームページ等で公表します。
- ・ 実施結果の公表に当たっては、あらかじめ参加事業者に内容の確認を行います。
- ・ 参加事業者の名称及び企業ノウハウに関する内容は公表しません。

（5）参加除外

次のいずれかに該当する場合は、サウンディングの対象者として認めないものとします。

- ①会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続、または破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産開始手続が行われている。
- ②役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）に該当する。
- ③役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している。